①学校施設・設備維持事業（小・中学校）
②学校プール管理運営事業
③学校施設等開放事業
④学校プール開放事業

教育部　学校教育課
町民福祉部　スポーツ健康課

学校施設開放の種類

①学校施設（一般）開放　【学校教育課】

※公立学校使用条例

〇開放施設：体育館、校庭、教室　　〇使用料：有料

〇利用資格：（規定なし）

②スポーツ開放　【スポーツ健康課】

※小学校、中学校及び幼稚園の施設の開放に関する規則

〇開放施設：体育館、校庭　　〇使用料：無料

〇利用資格：町内に在住、在勤又は在学する者10人以上の団体（利用登録要）

③プール開放　【スポーツ健康課】

※小学校、中学校及び幼稚園の施設の開放に関する規則

〇利用施設：国府小学校プール　　〇使用料：無料

〇利用資格：町内に在住する者

①学校施設（一般）開放
【学校施設・設備維持事業】

【事業概要】

★小・中学校施設（4校）の保守点検及び修繕等の施設整備を行い、安全で快適な教育環境の維持・管理を図る

【学校施設（一般）開放の実施】

〇使用料：有料・・・施設・時間帯ごとに料金設定（町内・町外居住者に差額あり）

※減免規定有・・・「学校教育、社会教育及び社会福祉に関する行事等に使用するときは免除する」

【開放に至った経緯・理由】

学校の授業・クラブ活動等、学校運営に支障のない範囲で、可能な限り学校施設を開放し、生涯学習活動・地域活動の推進に寄与

※公立学校使用条例（昭和30年施行）

学校施設・利用の流れ

利用者が利用する学校へ、利用希望日を予約

使用許可申請書に校長印を受け、教育委員会に提出

使用許可の決定・納付書の送付

利用日の前日までに納入

利用日

開放施設・開放時間及び使用料

種別	午前8時～午後5時	午後5時～午後10時	午前8時～午後10時
講堂（体育館）	町内居住者　500円	町内居住者　700円	町内居住者　1,200円
	町外居住者　1,000円	町外居住者　1,200円	町外居住者　2,200円
その他の教室	町内居住者　300円	町内居住者　500円	町内居住者　800円
	町外居住者　600円	町外居住者　800円	町外居住者　1,400円
校庭	町内居住者　300円	町内居住者　500円	町内居住者　800円
	町外居住者　600円	町外居住者　800円	町外居住者　1,400円

学校施設利用状況

学校名	年度	体育館	校庭	教室等	テニスコート	その他
大磯小学校	H23	25	4	0	―	0
	H24	6	3	1	―	0
	H25	12	4	0	―	0
国府小学校	H23	31	5	0	―	8
	H24	29	3	1	―	7
	H25	23	0	0	―	6
大磯中学校	H23	18	10	0	3	0
	H24	7	14	0	1	0
	H25	3	17	0	3	0
国府中学校	H23	2	3	0	0	2
	H24	3	11	0	1	0
	H25	2	11	0	0	0

体育館・校庭の稼働率

年度	体育館	校庭
	利用件数 （稼働率）	利用件数 （稼働率）
平成23年度	76件 （21.2%）	22件 （6.1%）
平成24年度	45件 （12.5%）	31件 （8.6%）
平成25年度	40件 （11.1%）	32件 （8.9%）

【施設開放の課題】

★学校行事等の変更

学校行事日程を決定⇒他団体に開放⇒学校行事日程の変更
･･･重複した場合は日程調整を要する

★施設利用後の確認

以前：施設利用⇒利用後の点検･･･校務作業員（常駐（住み込み））
現在：施設利用⇒利用後の点検･･･利用者自己点検⇒教職員点検
※翌日、土日利用の場合は翌月曜日等

★使用料収入と維持管理経費

使用料減免規定により、ほとんどの団体事業が免除措置
一方、開放にあたり電気料、消耗品など経費が発生
※「学校教育、社会教育及び社会福祉に関する行事等に使用するときは免除する」
（施行規則６－（１））

②スポーツ開放
【学校施設等開放事業】

【学校施設の利用】

スポーツ基本法（旧スポーツ振興法）

第13条
学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する**学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。**

スポーツ開放関係法令、条例等

●スポーツ基本法
●大磯町スポーツ推進計画
●大磯町立小学校、中学校及び幼稚園の開放に関する規則
●大磯町立学校屋外運動場夜間照明施設使用条例
●大磯町立学校屋外運動場夜間照明施設使用条例施行規則

スポーツ開放施設の場所及び時間

施設	開放する日	開放時間
グラウンド	土曜日・日曜日・休日	午前9時～午後5時
体育館 (A面・B面)	月曜日～金曜日	午後6時～午後9時（**小学校**） 午後7時～午後9時（**中学校**）
	土曜日	午前9時～午後9時
	日曜日・休日	午前9時～午後5時

大磯町立小学校、中学校及び幼稚園の
施設の開放に関する規則

スポーツ開放利用者（団体）の資格

（1）大磯町に在住、在勤又は在学する者１０人以上で構成する団体。

（2）監督者としての成人が団体の構成員に含まれていること。

利用登録の流れ

システム使用者申請書を提出

申請書確認カードの発行

予約システムにて利用者登録

利用者は、利用する日の属する月の一定期間の間にシステムに入力し抽選が行われる

施設利用

施設利用方法

学校施設利用ポスト

機械警備システム

施設開放用ポストからカギを取出す。

↓

体育館の扉を開け機械警備を時間内に解除し、施設利用

↓

利用終了後、窓・扉の戸締りを確認し、照明類消灯、機械警備をセットする。

↓

施設利用報告書を記入し、カギと一緒に施設開放用ポストに投函

学校施設開放利用報告書

学校施設開放 利用報告書

【　　学校体育館用】

課 長	副課長	係 長	所属職員		担 当

利用日・天候	月　　日　（　　曜日）天候：

No.	団 体 名	利用責任者	利用人数 男	利用人数 女	利用種目	利用時間	利用器具
1						：　～　：	
2						：　～　：	
3						：　～　：	
4						：　～　：	
5						：　～　：	
6						：　～　：	
7						：　～　：	
8						：　～　：	

入室時のチェック　　退室時のチェック

チェック事項	チェック欄	チェック事項	チェック欄	チェック事項	チェック欄	チェック事項	チェック欄
セコムの解除		倉庫の開錠		倉庫の施錠		ゴミ等の確認	
トイレの開錠		報告書の確認		トイレの施錠		忘れ物の確認	
電気の点灯		鍵を所定の場所へ		電気の消灯		セコムのセット	
特記事項							

緊急連絡先	
セコム	0463－23－1667
スポーツ健康課	0463－61－4100 内線：324

※セコムの操作を誤った時は、必ずセコムに連絡してください。

※重大な問題が起こった場合は、役場に連絡ください。

教頭	担当	学校記載欄

スポーツ開放施設利用上の注意事項

●施設利用時には、責任者をおき、責任者は団体の活動に責任を持って行動する。
●学校施設やポール等の備品については、丁寧に扱い、破損・紛失した場合には速やかに担当課に連絡する。
●故意により破損・紛失した場合には、利用者の責により、修理等の措置をとること。
●施設利用後は必ず整理・清掃・点検を行い、ゴミは利用者の責により持ち帰ること。
●利用時間の厳守

利用中の不測の事態の報告

●利用報告書に、機械警備の連絡先、町担当課の連絡先が記載されており不測の事態が生じた場合には連絡有
●施設利用上、重大な事項が生じた場合には特記事項として記載、報告書は学校の教頭が確認。

スポーツ開放登録団体

年　度	団体数	主な種目
平成23年度	47団体	バレーボール フットサル 少年野球 バドミントン サッカー バスケットボール 卓　球　　等
平成24年度	44団体	
平成25年度	51団体	

スポーツ開放体育館利用状況

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	稼働率	件数	稼働率	件数	稼働率
大磯小学校	335	59.3%	33	40.2%	261	45.9%
国府小学校	411	75.8%	656	72.1%	629	71.4%
大磯中学校	221	61.7%	275	43.4%	264	38.3%
国府中学校	231	67.0%	310	48.0%	390	57.8%
計	1,198	66.2%	1,274	56.1%	1,544	54.9%

※平成24年度大磯小学校体育館は耐震工事中のため使用禁止

グラウンドスポーツ開放利用状況

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	稼働率	件数	稼働率	件数	稼働率
大磯小学校	157	73.0%	181	85.4%	177	84.3%
国府小学校	165	75.0%	193	89.4%	183	90.6%
大磯中学校	37	53.6%	34	58.6%	34	68.0%
国府中学校	18	37.5%	40	76.9%	4	33.3%
計	377	68.3%	448	83.3%	398	84.0%

大磯中学校夜間照明施設
利用の流れ

利用団体はスポーツ健康課に連絡し、利用希望日を予約、決定

→

使用許可申請書を提出

→

納付書の送付

→

利用日の前日までに納入

→

利用日

夜間照明施設使用料

グラウンド　　５，０００円

テニスコート　　２，０００円

※グラウンドの使用料において、テニスコートと同一時間帯で使用した場合に限り3,000円となる。

夜間照明施設利用時間

●４月１日～10月31日

午後7時から午後９時30分まで

●11月１日～３月31日

午後６時30分から午後９時まで

夜間照明使用時
管理委託料の推移

年　度	件　数	支払金額
平成23年度	100件	253,500円
平成24年度	126件	319,410円
平成25年度	126件	319,410円

夜間照明使用状況集計表

年　　度	グラウンド	テニス併用グラウンド	テニスコート	計
平成23年度	21件	5件	79件	**105件**
	105,000円	15,000円	158,000円	**278,000円**
平成24年度	27件	10件	99件	**136件**
	135,000円	30,000円	198,000円	**363,000円**
平成25年度	22件	10件	104件	**136件**
	110,000円	30,000円	208,000円	**348,000円**

スポーツ開放に関する課題

いつでも誰でも気軽に楽しめるスポーツ施設の確保

↓

学校施設の積極的開放

↓

スポーツの推進

しかし、経費や管理上の問題、有料の公共スポーツ施設とのバランス等の課題　⇒教育委員会と方向性の検討

③プール開放
【学校プール開放事業】

学校ﾌﾟｰﾙ開放関係法令、条例等

●スポーツ基本法

●大磯町スポーツ推進計画

●大磯町立小学校、中学校及び幼稚園の開放に関する規則

社会体育プール
町立生沢プール

平成20年度、老朽化により廃止

平成24年度
国府小学校プール建設

学校プールを夏休み期間中に町民へ開放し、より地域に開かれた施設として有効活用を促進

国府小学校プール開放時間

開放期間　　小学校夏休み期間
開放時間　　9時～12時・13時～16時
※1時間に10分の休憩

国府小学校プール入場者数

年度	大人	子ども	計
平成24年度	689人	3,388人	**4,077人**
平成25年度	590人	3,185人	**3,775人**
平成26年度	449人	2,595人	**3,044人**

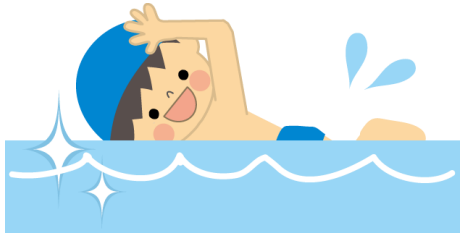

※子どもは、中学生以下

学校プール開放事業経費決算推移

(単位：千円)

年度	需用費（消耗品費）	役務費（保険料、通信運搬費）	委託料（監視業務委託料）	備品購入費	計
24年度	218	147	2,667	827	***3,859***
25年度	127	130	2,993	—	***3,250***
26年度	100	120	2,992	—	***3,212***

※26年度については、決算予定

プール施設におけるスポーツ推進事業
子ども水泳教室

夏休み期間の3日間にて開催

※国府小プールと照ケ崎プールの2プールで開催

小学校プール開放問題の視点
入場者の減少

平成24年度

平成25年度

平成26年度

25%減

プール開設から3年経過し、
初年度入場者数年々減少

5年経過を目途に夏季期間内の入場者の推移を勘案し、方向性を検討